

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域商業機能の恒久的な回復を図るため、被災した中小企業者に対して、施設・設備の復旧に要する経費について、予算の範囲内において商業機能回復支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとしており、以下のとおり事業を募集します。

<注 意>

補助金の申請ができるのは、要件を満たす方に限られます。また、原則として平成27年3月31日までに復旧を完了するものが対象となります（既に復旧を終えている場合も対象となります。）。

なお、補助金の支払いは、施設・設備の復旧が完了し、工事代金等の支払いが終わった後になります。さらに、補助金を使って購入・修理した施設や設備は、県の許可がなければ譲渡や処分をすることができません。

※応募者が多数の際には、予算の都合により交付されない場合や、補助率の範囲内で減額して交付される場合があります。

1 申請受付期間

平成26年9月29日（月）～10月31日（金）午後5時（必着）

※上記受付期間以外での提出は、いかなる理由があっても受付できません。

※お昼過ぎの時間帯及び受付期間の後半は大変混雑しますので、余裕をもって提出してください。

<注 意>

1 提出書類に記載漏れ、添付漏れ、記載誤り、添付書類の不備等があると補助金を交付できない場合があります。

※特に郵送で提出する場合には、事前に窓口でチェックを受ける等十分に確認してください。

2 必ず提出書類と同じものをコピーして、御自身の控えとして保管してください。

※補助金の支払いを受けるにあたっては関係資料を適正に管理する義務が生じます。

3 提出された書類や添付資料は返却することができません。

※見積書等原本が必要な場合には、誤って原本を提出することがないように必ずコピーをとって提出書類としてください。

2 対象者

東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者（中小企業者の定義については、別表2を参照してください。）のうち次のすべてに当てはまる者。

①別表1で定める卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営んでいること。

※複数の業種を営む場合には、主たる業種（売上げが最も多い業種）で判断します。

②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊であること。

③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内であること。

④国及び県が実施する施設・設備関連支援事業を利用していないこと。

（ただし、独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業のみを活用している者が、当該仮設施設を退去し、本設復旧する場合を除く。）

⑤補助対象経費が200万円（消費税分を除く。）以上であること。

3 補助対象経費（1事業者あたり1施設に係るもののみ。）

- ①被災した施設の修復，建替えに要する経費
- ②被災した設備の修繕，入替えに要する経費

（共通事項）

※施設・設備の定義については別表3を参照してください。

※居住部分等事業に供しない部分が含まれている場合には，事業に供する部分のみを補助対象とします。

※他の事業者等に貸与することを目的とするもの（貸店舗，レンタル用品等）は除きます。

※土地の取得・復旧に要する経費は除きます。

※店舗等の借上経費については，補助対象となりませんので，ご注意ください。

4 補助率及び補助限度額

(1) 補助率

- ①施設の被災程度が「全壊」の場合 45/100以内
- ②施設の被災程度が「大規模半壊」の場合 35/100以内

(2) 補助限度額

- ①施設の被災程度が「全壊」の場合 上限 270万円 下限 90万円
- ②施設の被災程度が「大規模半壊」の場合 上限 210万円 下限 70万円

5 補助対象期間

原則，平成27年3月31日までとします。

6 交付決定

補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは，予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

なお，申請が多数の場合には，書類審査等によって補助金の交付対象者を選定する場合があるため，補助金が交付されない場合や補助率の範囲内で減額して交付される場合があります。

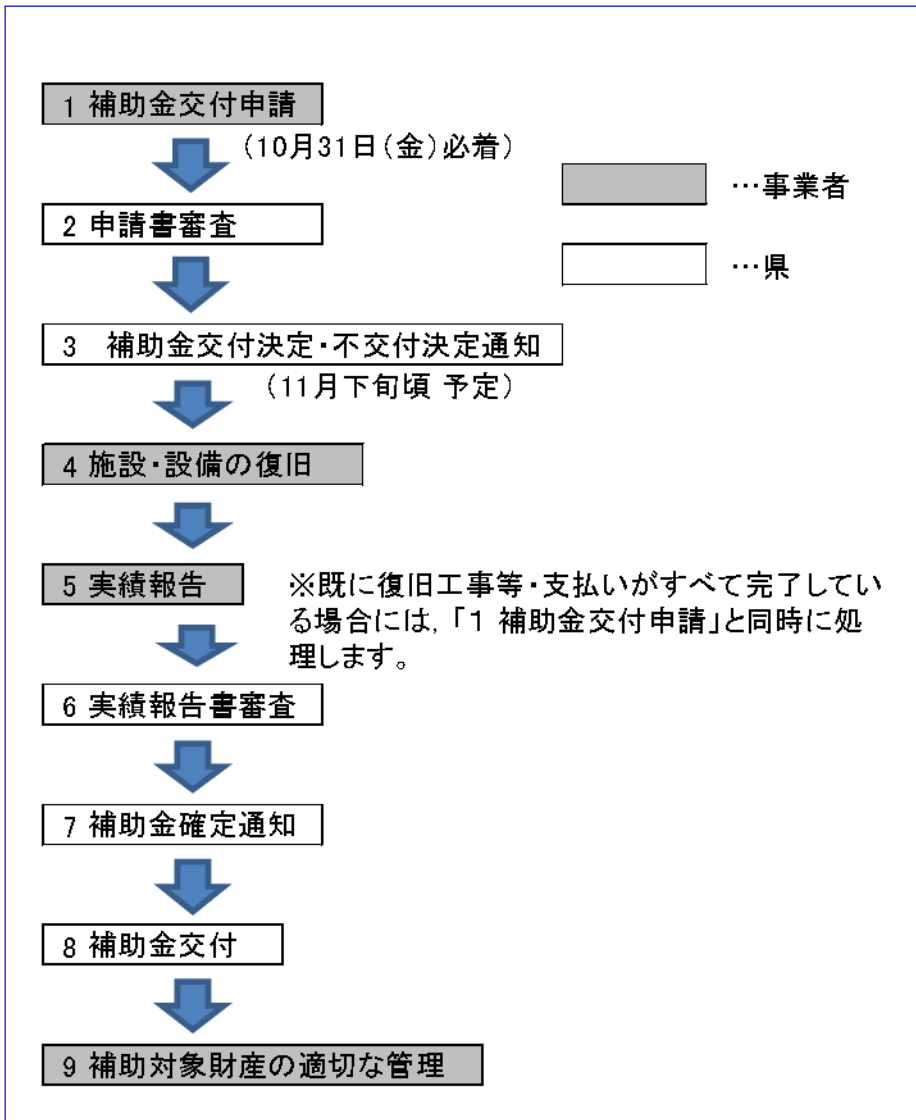
7 申請書類

補助金の交付を申請される方は、それぞれの区分に応じて記載されている資料をすべて提出してください。区分に応じて提出書類が異なっているため、特に注意してください。（※提出書類が誤っている場合には、補助金を交付することができない場合があります。）

提出書類 (※右欄の該当する区分で、それぞれ○が付いている書類をすべて提出してください。)	まだ復旧工事等・支払いが すべて完了していない方	既に復旧工事等・支払いが すべて完了している方
①商業機能回復支援補助金交付申請書（様式第1号）	○	/
②商業機能回復支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）	/	○
③事業計画書（様式第3号）	○	/
④事業計画書兼事業実績書（様式第4号）	/	○
⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）	○	○
⑥債権者登録票（様式第6号）	○	○
⑦商業機能回復支援事業遅延等報告書（様式第9号） ※補助事業者欄への記名押印以外は必要ありません。	○	/
⑧罹災証明書等市町村が施設の罹災程度が全壊又は大規模半壊であると証明する書類 ※当該書類が無い場合には、施設の罹災程度が全壊又は大規模半壊であると客観的に確認できる写真が必要です。	○	○
⑨復旧工事等に要する経費の内訳明細が確認できる書類のコピー（内訳明細付きの請求書（見積書）等）	○	○
⑩補助事業の実施が確認できる写真	/	○
⑪補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類の原本（領収証、金融機関の振込依頼書等）	/	○
⑫被災施設と事業復旧先施設それぞれの所在地が明示された地図 ※それぞれの施設の所在地に印しを付した地図（縮尺1/1,000～1/10,000）を提出してください。	○	○
⑬施設全体の延べ床面積に対する事業に供する部分の延べ床面積の割合が確認できる書類（平面図等） ※復旧工事等に居住部分等事業に供しない部分が含まれる場合のみ必要です。	○	○
⑭〔個人事業者〕住民票抄本 〔法人〕法人登記事項証明書（ <u>現在事項全部証明</u> ）	○	○
⑮宮城県の県税事務所で発行される県税の納税証明書（ <u>直近3ヶ月以内のもの。</u> ） ※非課税事業者でも発行されます。必ずお近くの県税事務所で取得してください。	○	○

8 スケジュール

補助金交付申請以降の手続きの流れは以下のとおりです。



9 提出先

申請にあたっては、下記のいずれかに提出してください。

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

※郵送する場合は「県庁商工経営支援課」あてに送付してください。

◆県庁担当課

経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

【電話 022(211)2746】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

◆最寄りの県地方振興事務所

大河原地方振興事務所 地方振興部

【電話 0224(53)3199】

柴田郡大河原町字南129-1

仙台地方振興事務所 地方振興部

【電話 022(275)9114】

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

北部地方振興事務所 地方振興部

【電話 0229(91)0744】

大崎市古川旭4丁目1-1

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部

【電話 0228(22)2195】

栗原市築館藤木5-1

東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部

【電話 0220(22)6112】

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

東部地方振興事務所 地方振興部

【電話 0225(95)1414】

石巻市東中里1丁目4-32

気仙沼地方振興事務所 地方振興部

【電話 0226(24)2593】

気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 旧宮城県鼎が浦高等学校

10 注意事項

(1) 補助金の申請要件について

◆**暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付を受けることができません。**

暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が役員となっている中小企業者は、補助金の交付を受けることができません。補助金交付申請に当たっては、様式第5号「暴力団排除に関する誓約書」及び「役員等名簿」に必要事項を記入の上、御提出ください。御提出いただけない場合には、交付決定することができません。

◆**県税に未納がある中小企業者は、補助金の交付を受けることができません。**

県税に未納がある中小企業者は、補助金の交付を受けることができません。補助金交付申請に当たっては、必ず県税の納税証明書を添付願います。添付いただけない場合には、交付決定することができません。

◆**次の事業のいずれかを利用する中小企業者は、補助金の交付を受けることができません。**

①仮施設整備事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

ただし、上記事業のみを活用している者が、当該仮施設を退去し、本設復旧する場合を除きます。

②中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（中小企業庁、宮城県）

③津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（復興庁）

④その他県が実施する東日本大震災における施設・設備関連の復旧等の補助事業

(2) 補助金の支払いについて

◆**県から補助事業者への補助金の支払いは、支出済みの経費のみが対象となります。**

県から各補助事業者への補助金の支払いは、支出済みの経費のみが対象となります。そのため、補助事業者から発注業者等への支払いは、すべて立替払いで対応する必要があります。

なお、一定の要件を満たした上で、事業実施に当たり知事が必要と認める場合には、概算払（年度途中での補助金の支払）が可能ですが、その場合も既に各補助事業者から発注業者等へ支払った経費のみが対象となります。

(3) 消費税の取扱いについて

◆**消費税分に対しては補助金を支払うことができません。**

補助金では、その制度上、消費税分に対しては各補助事業者へ支払うことができません。そのため、補助対象経費は、必ず税抜で算定してください。

(4) 財産の処分制限について

◆この事業で取得した店舗等や設備，あるいは効用の増加した資産を処分する際には，事前に知事の承認を受けることが必要です。

今回の補助事業で取得した店舗等や設備，あるいは効用の増加した資産を処分する際には，事業実施年度以降においても，事前に知事の承認を受けることが必要です。事前に承認が必要なものは，取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の店舗等，設備が対象となります。

また，承認を受けて財産を処分したことにより収入を得た場合には，その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要がありますので，今回の補助事業で取得した店舗等や設備，あるいは効用の増加した資産を処分する際には，必ず，事前に相談してください。

(5) 適正な書類の整理について

◆見積書，契約書，請求書，領収証や写真等復旧工事等の実施及び経費の支出を証する書類がない場合には，補助金を交付することができない場合があります。

見積書，契約書，請求書，領収証や写真等復旧工事等の実施及び経費の支出を証する書類がない場合には補助金を交付することができない場合があります。紛失することのないよう適切に保管してください。

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班
電 話：022-211-2746（直通）
F A X：022-211-2749
E-mail：syokeisisin@pref.miyagi.jp

別表 1 : 交付対象業種一覧

1 業種	日本標準産業分類（第 1 2 回改訂）に基づく分類
卸売業，小売業	[大分類 I 卸売業，小売業]に属するすべての分類
飲食業	[大分類 M 宿泊業，飲食サービス業]のうち次の分類 中分類 76 飲食店 中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
運輸業	[大分類 H 運輸業，郵便業]に属するすべての分類
サービス業	[大分類 G 情報通信業]に属するすべての分類
	[大分類 J 金融業，保険業]のうち次の分類 小分類 674 保険媒介代理業 小分類 675 保険サービス業
	[大分類 K 不動産業，物品賃貸業]に属するすべての分類
	[大分類 L 学術研究，専門・技術サービス業]に属するすべての分類
	[大分類 N 生活関連サービス業，娯楽業]のうち次の分類 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業 中分類 79 その他の生活関連サービス業 小分類 801 映画館 小分類 802 興行場，興行団 小分類 804 スポーツ施設提供業 小分類 806 遊戯場 小分類 809 その他の娯楽業
	[大分類 O 教育，学習支援業]のうち次の分類 小分類 823 学習塾 小分類 824 教養・技能教授業 小分類 829 他に分類されない教育，学習支援業
	[大分類 P 医療，福祉]のうち次の分類 小分類 834 助産・看護業 小分類 835 療術業 小分類 836 医療に付帯するサービス業 細分類 8492 検査業 細分類 8493 消毒業
	[大分類 Q 複合サービス業]のうち次の分類 小分類 862 郵便局受託業
	[大分類 R サービス業（他に分類されないもの）]のうち次の分類 中分類 88 廃棄物処理業 中分類 89 自動車整備業 中分類 90 機械等修理業 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業 中分類 92 その他の事業サービス業 中分類 95 その他のサービス業
	鉱業，採石業，砂利採取業
建設業	[大分類 D 建設業]に属するすべての分類
2 備考	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の規定による規制（同法第 3 3 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

別表 2 : 中小企業者の定義

業 種	従業員規模	・	資本金規模
卸売業	100人 以下	又 は	1億円 以下
小売業	50人 以下	又 は	5,000万円 以下
飲食業	50人 以下	又 は	5,000万円 以下
運輸業	300人 以下	又 は	3億円 以下
サービス業	100人 以下	又 は	5,000万円 以下

別表 3 : 補助対象施設・設備の内訳

区 分	内 訳				
施 設	店舗、事務所その他商業機能回復支援補助金交付要綱第1条に規定する補助金の趣旨の範囲内で必要と認められる構造物・建築物であって、資産として計上されるもの。				
設 備	上記の施設内で使用される事業の復旧に必要な機器等で、用途が限定されており他に転用されないものであって、資産として計上されるもの。 【参考】				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる主な設備</th> <th>対象とならない主な設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品陳列棚、厨房設備、理容椅子、リフトジャッキ等 (他の用途での使用が難しいため。)</td> <td>パソコン、車輛、船舶等 (他の用途に使用可能であるため。)</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる主な設備	対象とならない主な設備	商品陳列棚、厨房設備、理容椅子、リフトジャッキ等 (他の用途での使用が難しいため。)	パソコン、車輛、船舶等 (他の用途に使用可能であるため。)
対象となる主な設備	対象とならない主な設備				
商品陳列棚、厨房設備、理容椅子、リフトジャッキ等 (他の用途での使用が難しいため。)	パソコン、車輛、船舶等 (他の用途に使用可能であるため。)				